

看護職員資質向上支援事業の概要

看護職員の資質向上を図るため、奈良県立医科大学で開講される特定行為研修や在宅医療関連分野の認定看護師教育課程等の受講経費を助成する病院等に対する補助を行います。

【 補助対象事業者 】

病院等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所）の開設者。ただし公立大学法人奈良県立医科大学を除く。

【 補助対象事業 】

病院等が次に掲げる研修等を受講する看護職員（県内の病院等で3年以上看護師等の業務に従事した者に限る。）に対し、修学に要する経費を助成する事業

<対象となる研修等>

- ①奈良県立医科大学が開講する特定行為研修（在宅コース）
- ②奈良県立医科大学が開講する特定行為研修（急性期コース）
- ③日本看護協会が認定する認定看護師又は専門看護師の資格取得を目的とした教育課程であって、次に掲げる分野に係るもの

認定看護師教育課程（15分野）

皮膚・排泄ケア、緩和ケア、がん化学療法看護、がん性疼痛看護、訪問看護、感染管理、糖尿病看護、透析看護、乳がん看護、摂食・嚥下障害看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護、がん放射線療法看護、慢性呼吸器疾患看護、慢性心不全看護

専門看護師教育課程（8分野）

がん看護、精神看護、地域看護、老人看護、慢性疾患看護、感染症看護、家族支援、在宅看護

- ④在宅医療に関連する分野に係る研修であって、③に準ずるものとして知事が認めるもの

【 補助内容 】

対象となる研修等 ①

- ・補助対象経費：病院等が修学者に助成する学費（入学金、授業料及び実習費）
代替雇用経費（訪問看護ステーションのみ）
- ・補助基準額：修学者1人あたり650千円、代替雇用を行う場合、350千円加算
- ・補助率：10/10

対象となる研修等 ②～④

- ・補助対象経費：病院等が修学者に助成する学費（入学金、授業料及び実習費）
- ・補助基準額：修学者1人あたり800千円
- ・補助率：1/2

【 補助条件 】

- ・修学者は、補助金の交付決定を受けた年度の末日までに研修等を修了しなければならない。
- ・対象となる研修等のうち③・④を受講する修学者は、2年以内に認定看護師等の資格を取得しなければならない。

